

資 料

大井町地域公共交通会議設置要綱 対照表

(新) 町の要綱	(旧) 交通会議の要綱
(会長等) 第4条 交通会議に次の役員を置く。 (1) 会 長 1名 (2) 副会長 1名 2～3(略) 4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。 5 (略) <u>6 削除</u> 第5条～第8条(略) <u>(経費の負担)</u> <u>第9条 削除</u> <u>(財務に関する事項)</u> <u>第10条 削除</u> <u>(交通会議が解散した場合の措置)</u> <u>第11条 削除</u> (その他) <u>第9条</u> この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。	(<u>会長等、副会長及び監事</u>) 第4条 交通会議に次の役員を置く。 (1) 会 長 1名 (2) 副会長 1名 <u>(3) 監 事 2名</u> 2～3(略) 4 副会長<u>及び監事</u>は、会長が委員のうちから指名する。 5 (略) <u>6 監事は、交通会議の会計を監査する。</u> 第5条～第8条(略) <u>(経費の負担)</u> <u>第9条 交通会議の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもって充てる。</u> <u>(財務に関する事項)</u> <u>第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u> <u>(交通会議が解散した場合の措置)</u> <u>第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</u> (その他) <u>第12条</u> この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 5 月〇〇日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 1 2 月 2 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 月 2 6 日から施行する。